

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護停止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和5年7月3日付けで行った保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、本件処分に関し、「旅をただで生活保護停止通知書」「旅の時ハガキを書きました」「7月分の20,200円の生活保護費を停止」「生活保護費20200円 7月分の扶助費の扶助費の申し立」等と主張する。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

| 年 月 日 | 審議経過 |
|------------|---------------|
| 令和7年 6月13日 | 諮問 |
| 令和7年 8月22日 | 審議（第103回第2部会） |
| 令和7年 9月22日 | 審議（第104回第2部会） |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の実施機関

法19条1項によれば、保護の実施機関は、次に掲げる者に対して、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないとされている。

ア その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

イ 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

(2) 保護の停止

法26条1項によれば、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

また、東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017（令和3年12月改訂版）」（以下「運用事例集」という。）によれば、失踪とは「行方をくらますこと」であり、生活保護の実施機関と被保護者との関係で言えば、被保護者が、実施機関に対する事前の申出なく、一方的にそれまでの居所を去って連絡が取れなくなることであるとされている。そして、本人のそれまでの言動や居室内に荷物が置いてある等の状況証拠から、実施機関において一時的な外泊と判断し、廃止せずに一定期間待つことは差し支えなく、この場合、失踪した日の翌日付けで保護を停止するものとされている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、令和4年6月29日、宿泊所から事務所に対し、請求人が同月24日に外出して翌25日から見かけていない旨の連絡があり、また請求人から事務所に対し、〇〇に旅行中である旨の記載があるはがきが送達されたことから、請求人が本件指示を受けたにもかかわらず、事務所や宿泊所に対して事前の連絡なく外泊をしたことが明らかになったこと、及び請求人が宿泊所の利用料の支払がなかったことにより令和5年7月1日付けで同所を退所となったことが、それぞれ認められる。

そして、運用事例集によれば、被保護者が失踪した場合において、本人のそれまでの言動等から、実施機関において一時的な外泊と判断し、廃止せずに一定期間待つことは差し支えなく、この場合、失踪した日の翌日付けで保護を停止するものとするところ（1・(2)）、処分庁は、令和5年7月3日、上記の経過を踏まえ、「世帯主の失そう 宿泊所より6月24日に外出して以来帰ってこないと連絡。利用料を払っている6月30日まで帰りを待ったが、戻らず。主とは連絡が取れず、居所不明により保護の程度の決定ができないため、7月1日付で保護停止とする。」との理由で、同月1日から保護を停止すること等を内容とする本件処分を行ったことが認められることから、上記1の法令等の定めに基づいた適正な判断ということができ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、「7月分の20,200円の生活保護費を停止」「生活保護費20,200円 7月分の扶助費の扶助費の申し立」と述べることから、本件処分を不服とし、その取消しを求めると解されるが、上記2のとおり、本件処分は、請求人が居所不明となり、保護の程度の決定ができないために保護を停止することとしたのであって、本件処分に違法又は不当な点は認められず、請求人の主張は理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己